

# 特定非営利活動法人

## 葛飾区・江戸川区・地域ねこの会定款(抜粋)

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 葛飾区・江戸川区・地域ねこの会という。

#### (目的)

第3条 この法人は、葛飾区・江戸川区及び周辺近隣地域のねこの飼い主及び市民を対象として、動物愛護の精神に基づき、ねこの適正飼育に関する指導・啓発活動・子供たちの動物愛護の心を育む教育の普及を行う。特に飼い主のいないねこにおいては地域行政と連携し、不妊・去勢手術を行い、餌やりの方法や糞尿の始末が適切に行われるようルールとマナーを徹底させ、地域の住民が「地域ねこ」としてそのねこを見守る「人とねこの調和のとれた共生社会」の実現に貢献することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)環境の保全を図る活動
- (4)地域安全活動
- (5)子どもの健全育成を図る活動
- (6)前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 動物たちが命あるものとして、その習性に基づいて適正に取り扱われる為の飼育指導事業
- (2) 人と共に調和の取れた共生ができるまちづくりを目的とした地域ねこ普及活動事業
- (3) 子供達が「人と動物の絆(アニマル・ヒューマン・ボンド)」を理解し、人間以外の動物と適正に共生できる社会を目指した啓発活動事業
- (4) 人と動物が暮らす地域の環境をより良くするために必要な情報の提供、及び実現するための行政との提携事業
- (5) 全国でこの法人と目的を同じくする活動を行っている個人・法人とネッ

- トワークを構築し、活動を推進させるための情報交換事業
- (6) この法人の活動情報をインターネットを利用し発信する事業
  - (7) このほか第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

**( 拠出金品の不返還 )**

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- |         |              |                  |
|---------|--------------|------------------|
| (1) 年会費 | 正会員 (個人・団体)  | 10,000円          |
|         | 賛助会員 (個人・団体) | 一口 1,000円 (一口以上) |